

広島教育を狂わせた原点「吉和中学校事件」

広島県の公教育を最初に狂わせた事件は何でしょうか。

取り上げるべきものは、「吉和中学校事件」です。同校に赴任した助教諭が2年生の歴史の時間に行った授業が差別授業とされ、県連(部落解放委員会広島県連合会)が闘争本部(吉和中学差別教育糾弾闘争本部)を設置して糾弾闘争を展開した事件です。

吉和中学校事件について県教委は、「戦後の同和教育の原点と呼ぶにふさわしい出来事」と賞賛していますが、実は広島県の公教育が介入を受け、狂ってしまう端緒となる事件です。

事件の概要について、県教委は、県教委が作成した同和教育研修資料の「差別事件の教訓に学ぶ」の項で、次のように説明しています。(同和教育研修資料「同和教育の実践のために」(1993)

〈1952年(昭和27)年6月23日に、佐伯郡吉和村吉和中学校において、その年赴任したばかりの新任の教師が、「田舎の封建制を打壊するため信念を持って」、2年生の社会科『武士のおこり』の授業のなかで江戸時代の身分制度について説明をし、次のように述べた。

「当時武士の間では、『農民は生かさず殺さず』『ごまの油と農民はしぼればしぼるほどよくとれる』などと言われた。また農民の衣服は木綿物を着せ、絹物や色物を着ることを禁じていた。なお領主の行列には土下座したものである。かように農民の生活は苦しいものであった。しかし、農民の階級が武士のすぐ下におかれたのは武士の生活に直接関係してくるからであり、第三に工業者がおかれ、商人は物を生産せず儲けを言うのが賤しいものとされて最後におかれた。賤しいといえばこの土農工商の下に賤民をおき、農民は生活が苦しいというけれどもまだその下に賤民がいるのだと農民を慰めた。賤民といわれるのは平安時代の奴婢かあるいは帰化人を指したものと思われるが、この奴婢は前にも説明したごとく下男であって、一般の民衆と何ら変わりはない。…賤民のことを社会では『四つ』『えた』と言っている。皆は知っているか、知らない者もいるかもしれない(指を折る)けれども、青年になったらいずれは知るようになると思うが、こういうことは君たちのごとく、若い時から歴史を通じて知っておかなければならない。正しく知っておれば何でもないことである。だから『四つ』『えた』と悪口を言ってはならない。以上のような差別は結婚問題でよく表れてくる。社会の人々が、賤民には嫁に行かぬということも私にはばかばかしく感じている。明治時代になって戸籍上賤民のことを新平民と言われるようになった。そこで四民平等となった。新憲法においては第14条に国民の自由平等について書いてある。お互いに皆血を等しくするもので、仲良く暮らさなければならない」

この学級には、部落の生徒がおり、家に帰って、このできごとを家族に話した。このことは、その部落で問題となり、一青年が学校を訪ね、授業をした教師に授業内容を確認した。これに対して、その教師は、事実を認めただけで、「つい口をすべらしたのではない。それは、自分が学生時代から自由平等の

思想を培われてきたので、思想としてのあらわれで、自分は生徒に対し、科学的理論的に正しく真剣に講義をした。田舎の封建制を打壊するため信念を持って学問上語ったので、隠したりゆがめられた解釈をするよりも、むしろ大手術をして皆にわからせることがよい。」と語った。

また青年の「先生は知らないものにも知らせた」との言葉に対して、「生徒もいずれ知ることです。こういうことは若い時代からはっきり正しく教えておくことがよい。」と答えた。

青年が学校を訪ねた翌日の6月28日の昼休み、この教師は校長に23日の歴史の授業で四民平等を扱ったこと、そのため、地域の青年が訪ねてきていろいろ質問をしたので、自分の意見を述べたことを簡単に報告、校長も軽い気持ちで聞き「私も過去この四民平等は取り扱ったが、問題はおこらなかつた。私は上の方の例をとって説明したが、君は下の方の例を挙げて取り扱ったのだろう」と言った。この教師は、「僕としては下のみ言ったのではなく、上方をさげ、下方をあげ、四民平等にしたと講義したのだが…」と思ったが、校長には告げなかつた。

さらに、この教師は、その日の午後の3年生社会科「文化遺産」の授業でも、前と同様の内容を講義した。その際、黒板に「エタ」と書き、「こんなことを知っているものは手をあげなさい。」と言った。生徒の半数くらいは手をあげて、うしろを振り向き、学級におけるただ一人の部落の生徒を注目した。この生徒は、何か自分がだいそれた悪いことでもしているかのように思われ、じっとしてられない感じがして、自然に下を向いた。そして、「なんのこともさっぱりわからないけれども、先生の一言によって、ついさっきの休みの時間まで一緒に遊んでいた親しい友だちが、すうっと自分のまわりから遠い手の届かぬ所へ冷たく離れたいった」ように思えて、家に帰るなり、このできごとを父親に話した。

この父親の訴えにもとづき、部落の人々は、全員集会を開き、「差別されるために、勉強をさしているのではない。そんな学校や先生に、かわいい子どもをあずけるわけにはいかない」と、満場一致で同盟休校を決定した。6月29日から7月2日まで4日間、村当局及び学校の責任者を追及して、小中学校に通う部落の子ども8人は同盟休校を行った。しかし、この教師は、「ぼくは、社会問題として、学問上の立場から、生徒に説明したのであって、何らあなたたちの名誉を毀損したことにはならない。」と主張する一方、「部落の子どもが学級にいることを知らなかつた。村に部落があることも知らなかつた。」とも述べている。同盟休校が実施されるなかで、事態の收拾を図ろうとした校長は、村助役等に調停を依頼するとともに、この教師と各家庭を訪ね、陳謝した。このような動きによって、現地では一応問題は解決したかにみえたが、それは決して根本的な解決ではなかつた。

事件について地元から報告を受けた部落解放委員会広島県連合会(以下、解放委県連)は、「寝た子を起こすな」という考えに終始する地元住民を説得し、そのような考え方のなかにこそ、差別と貧困と屈辱の原因があることを理解させることに努め、差別教育糾弾闘争の態勢を固めていった。このような状況のなかで、県教育委員会は「同和教育促進方策」及び「同和教育促進対策(案)」を作成したが、解放委県連は、その内容が抽象的であるとして、これを拒否した。さらに、解放委県連は、「県教委が民主教育の最も緊要課題である同和教育に対して今日までなんらの指導方策をもっておらず、したがって教官は、無責任な教育を平気でするのは当然である」と教育行政の責任を追及し、「差別は観念ではなく観念を裏付ける実態」であり、「長い間の差別のために停滞している部落の諸悪条件を高めることが緊要である」とし、部落解放のための教育的措置として「不就学児童生徒撲滅の確立」、「夜間学校の設置」、「同和教育テキスト並にカリキュラム委員会の設置」を含む19項目の当面の要求を提示した。

これに対して、県教育委員会は要求書の14項「県教育委員長、教育長の引責退任」を除く全項目を

了承し、同和行政の実施と同和教育の推進を約束するに至って、吉和事件は一応の収束をみたのである。〉

当時の状況について県教委は、「同和教育の取り組みについては、同和問題の正しい認識を広めていく活動や、部落の子ども会の育成などの取り組みが地域的に行われていただけで、広島県全体での組織的な取り組みにまでは至っていなかった。」と不十分さを認めています。教師の授業によって部落の生徒が、差別の視線を受けるといったことがあって良い訳がありません。差別をなくしていくために教育のあり方を考え、同和問題を解決するよう取り組まなければなりません。県教委は吉和事件を「戦後の同和教育の原点ともいうべき意義と影響をもたらしたものが、吉和事件である」と位置づけています。

しかし県教委は、この「吉和事件」の説明に重大なことを書いていません。重大なことというのは、この事件は、解放委が運動方針で決めた「差別行政糾弾闘争」の方針によって行われたものであるということです。吉和事件は実は、差別をテコにして差別行政糾弾闘争に発展させるという、解放委のイデオロギー闘争が持ち込まれた事件なのです。

「授業によって部落の生徒が差別の視線を受けた」といった事実、これはなくさなければなりません。差別があるのを肯定するのでは決してありません。差別は断じてなくさなければいけません。このことは断言しておきます。

差別はなくさなければなりません。しかし同時に、差別を口実に相手を糾弾したり、自分らのイデオロギーや要求を通したりすることもあってはならないのです。

差別行政糾弾闘争とは、一体どういう闘争でしょうか？ いったん解放委の設立までさかのぼって明らかにしていきます。

解放委は昭和 21 年に結成します。松本治一郎、北原泰作らが発起人となり、21 年 2 月 19 日、「民主革命の完遂による一切の人民の解放」を目指して全国代表者会議を開きます。翌 20 日、松本を中央委員長として解放委を創立します。当時の日本は、敗戦によりわが国を占領した GHQ による「民主化」指令の名の下に、結成を奨励された労働組合が激しい労働運動を繰り広げ、まるで革命前夜の様相を呈している状況下でした。

解放委は「全水(全国水平社)の革命的伝統を受け継ぎ」結成されました。

「労働者階級を指導力とする全人民の民主革命闘争と積極的に結合する目標のもとに」活動を展開します。(部落の歴史と解放運動 部落問題研究所編)

第 3 回大会(23 年 5 月)では、部落解放を「ブルジョア民主主義革命の徹底的遂行の過程において解決をみんとする」という方針を決定します。同大会では「天皇制廃止運動の展開について」討議します(中央 8 号)。ブルジョア民主主義革命というのは、暴力革命によって社会主義革命を主張するレーニンの革命理論で使う言葉です。

人民民主の名の下に革命をめざして階級闘争を繰り広げる左翼勢力の増大に危機感を抱いた GHQ は、共産主義活動家らをレッドパーズする指令を出します。

松本もレッドパーズされます。参議院副議長、解放委委員長であった松本は昭和 24 年 1 月、公職を追放されます。

公職を追放された松本がレッドパーズを解除されたのは、昭和 26 年 8 月 6 日です。松本は 10 月 10

日に開いた第 7 回全国大会で委員長に復帰します。26 年は、サンフランシスコ講和条約・日米安全保障条約を 9 月に調印した年です。解放委は、同大会で両条約に反対します。ソ連・新中国を含む全面講和を要求し、国会での批准を粉砕することを決議します。

このように解放委は革命を目指して階級闘争する集団です。レッドパージを受けた人物が委員長を務め、サンフランシスコ講和条約・日米安保条約に反対するなど政治闘争する政治団体です。皇室の廃止運動を展開するなど、憲法を否定するイデオロギー集団です。部落解放を掲げながら、革命闘争を展開するのです。

この第 7 回大会では、もう一つ重要な運動方針を決議します。

「運動を質的に転換させてゆく画期的な大会となった」と、評価しています。(部落の歴史と解放運動 部落問題研究所編)

一体何かというと、「行政の停滞が差別を助長している」などと、差別を自治体の責任として糾弾する「差別行政糾弾闘争」を展開する戦術を決めたことです。

第 7 回大会で「差別撤廃闘争」の運動方針を次のように規定します。

《差別者が警察官、一般官公吏、議員、新聞雑誌記者そのほか公共の仕事に従事するもので、その差別が公的な地位において、あるいは公的な場所、機会で行われたならば、その社会的影響は大きい。この場合には (イ)差別者の善処は勿論であるが、(ロ)差別者本人の主観的意図の如何にかかわらず、その事件の社会的影響を重視し、全部落大衆の憤激をかため、同時に一般社会に対しても啓蒙し、差別の根本に向って大衆闘争を組織し、これを全国的に拡大し、その過程にあらゆる日常要求のための闘争を起こし、両者を結合させ (ハ)政治闘争に計画的にもり上げてゆかなければならない。(ニ)そのさい、他の民主団体との協力を求め、それを確保し強化することは、特に重要である。》

《あらゆる地方の差別問題はつねにただちに中央に報告され、全部落民の問題としてたたかわれ、差別の根底へ向けての闘争に発展させられなければならない。糾弾は、差別が行われたときの具体的状況に応じて、それぞれ違ったやり方をしなければならない》

分かりやすく要約しましょう。

「差別事件というものが起きた場合、それが公的な地位にある者、公的な場所、機会であった場合は、本人に差別の意図があろうとなかろうと、部落民の憤激をかためて組織して全国的な闘争に拡大させる。闘争の過程では部落民の欲するあらゆる要求を求める闘争を起こしてこれと結合させる。他の団体の協力を求め確保することが重要で、計画的に政治闘争として盛り上げて行かなければならない。行政闘争として展開させるため、地方で起きたこともすべて全部落民の問題として取り上げて発展させるので、あらゆる事件はすべて中央に報告しないとイケない。」

7 回大会で決議した「差別行政糾弾闘争」について書いた他の記事も紹介します。

《(第 7 回大会において) 何が差別であるか。差別を温存しているのは古い観念ではなく、半封建的な土地所有制度を土台にした諸関係であり、それを利用して支配する米・日反動の差別政策であること。彼らが地方自治体を通しておこなう差別行政こそ、部落をますます貧困化させ差別を助長しており、一切の要求を行政と結びつけて闘うことなしに部落の解放はありえないことを科学的に分析できるようになったのである。》(中央 84 号)

《(第 7 回大会において)部落に生起する一切の不平不満を差別として評価し、大衆の諸要求を積極

的に差別行政反対の闘いに組織し、労働者階級を先頭とする全国民と固く団結して平和・民主・独立の闘いを推し進める方針を決めた。》(中央 94 号)

差別の原因について、解放委は、一つは「封建的な土地所有制度を土台とした諸関係」を部落差別の原因としています。「封建的な土地所有制度」というのは、土地を持つ地主と借地する小作人といった所有・非所有、言い換えれば支配、被支配の階級関係、すなわちマルクスレーニン主義で捉えた見方です。

二つめは、部落差別の原因を「(封建的な土地所有制度を)利用する日米反動の差別政策」としています。「米・日反動」と、日本とアメリカ政府を敵にしています。やはりこれも自由主義陣営の日米政府を敵とする階級闘争史観に拠るものです。

地方自治体が行う行政を差別行政と断じていますが、地方自治体を国の末端権力と捉えた見方の階級闘争史観に拠っているからです。地方自治体を糾弾する、階級闘争を正当化する論理です。

部落にとって不利益なものは一切を差別とし、行政が差別を行っているからだ、差別を行政の責任にして闘争する。地方で起きた問題でも全て中央に報告し、全部落の問題としての闘争に発展させる。「差別行政糾弾闘争」をこの第 7 回大会で決議したのです。

「差別行政糾弾闘争」の方針で最初に闘ったのが「オールロマンス闘争」です。第 7 回大会の直後の 10 月 19 日、京都で雑誌「オール・ロマンス」に掲載された小説の内容が「差別」として、京都市行政を糾弾する闘争として展開しました。小説に書かれた部落の劣悪な状況が、民衆の差別観念を生み出す原因であり、劣悪な生活状況を改善しようとしめない行政の停滞が差別を助長している、というものです。

糾弾闘争の結果、京都市は 27 年の予算を前年度の約 6 倍にあたる 4300 万円計上します。

これ以降、差別事件をテコにして行政闘争に取り組み、被差別部落への同和予算を増大させるという方式の運動形態が定着します。各地方の自治体に対して行政闘争が激しく行われていきます。部落の劣悪な状況を改善しない行政の停滞が差別を助長していることを明らかにした闘争として大きく評価しています。

しかし、このオール・ロマンス闘争を再検討するべき問題がでてきます。渡辺俊雄氏が次のように述べています。

「しかし意外に、発端となった雑誌『オール・ロマンス』の『特殊部落』と題する文そのものを読んで人は少ないのです。実際に文章を読めばすぐ分かるのですが、この小説に登場してくる人物のほとんどは、在日朝鮮人なのです。ですからこの小説は、被差別部落への予断と偏見を助長するものであると同時に、朝鮮人への民族差別の感情をおおる小説でもありました。しかし、当時の部落解放運動はこの事件を部落差別行政の糾弾として闘いましたが、民族差別行政の糾弾へと発展させることはありませんでした。前川修さんによれば、小説は京都市内の東七条の被差別部落が舞台になっていますが、具体的に描かれている場所は、そのなかでも朝鮮人の集住地域です。しかも筆者が朝鮮人の生活を描くのに取材したと思われるのは、その被差別部落に隣接する東九条の在日朝鮮人の集落だとしています。～(略)～ さらに、京都市との行政闘争の一場面として、地図を広げ施策の行われていない場所に丸印を入れていたら部落と重なったという有名な逸話がありますが、前川さんによればそういう事実はなかったのだそうです。」(いま、部落史がおもしろい 解放出版社)

実はこの糾弾闘争の背景には、京都市役所内での保守勢力と左翼勢力の対立がありました。革新陣営の支持のもとに京都市長に高山氏が当選しますが、行政運営で保守勢力との妥協が目立つようになったことに不満を募らせた左翼グループが、それを妨害する機会を窺っていた時に起こった事件です。左翼グループが解放委京都府連委員長の朝田善之助、三木一平らに、この小説が部落差別を興味本位に取り上げた差別小説として糾弾に立ち上がるよう依頼。左翼グループが糾弾要綱を作成したほか、市長答弁の作成にも関与したことが分かっています。左翼勢力が京都市役所内での勢力拡大に利用した事件なのです。

「同和利権の真相」の著者の一人である寺園敦史氏も問題とされた小説「特殊部落」自体、差別小説ではないと主張して解放運動を批判しています。「差別でも何でも無い作品を差別小説に仕立て上げて取り組まれたのが、オール・ロマンス闘争であり、その土台の上に、戦後の部落解放運動、同和事業があったのではないか」戦後の解放運動、同和事業を行う根拠そのものが正しくなかった、という主張です。(Wikipedia オールロマンス事件)

オール・ロマンス闘争は大成果を上げました。

部落に起こっている一切の問題は差別によって発生しているとして、部落における一切の不利益な問題を差別として取り上げる。劣悪な部落の生活状況は差別が根拠だとして、糾弾要綱によって、緻密に、具体的に、反論の余地もないまでに説得的に追及して差別事件の責任を行政に求めたのです。その行政闘争に行政は屈したのです。

解放委は、昭和 27 年 3 月 2 日、全国代表者会議で差別行政反対闘争の基本方針を決定します。方針の主な要点は次の通りです。

《政治、経済、文化、その他一切の社会面での差別に対する部落民の共通の感情をゆりうごかし、これを共同利益の獲得に向って、全部落を隅から隅まで奮い立たせ、闘争へ発展させること》

《部落の生活状況を改善しようとせず、悲惨な状態のまま放置している政治・行政が、差別を温存・助長している。したがって部落に対する行政の停滞こそ差別を残す根源である。それ故にわれわれの差別撤廃闘争は、差別事件を観念的に糾弾するのではなく、差別事件の社会的意義を明らかにし、これをテコとして行政の停滞を追及し、解放行政を樹立させるための行政闘争に全部落民をふるい立たせ、大衆行動を展開しなければならない。》

分かりやすく言うと、「差別だ」と部落民の感情を揺り動かして奮い立たせ、共同利益を獲得するための闘争へ発展させる。差別事件をテコにして、差別があるのは行政が取り組んでいないからだ、行政の責任にして糾弾する「行政闘争」に展開し、行政に金を出させ施策を実行させる「解放行政」を樹立させる、ということです。

この全国代表者会の差別行政反対闘争の方針によって闘われたのが西川事件です。差別行政反対闘争がいかに激しく、どのように展開されるのか、明らかにします。

西川事件というのは和歌山県議の西川氏(自由党)の発言を差別として、27年2月に起こっていた事件です。県解放委は事件が伝わると各郡代表らによって共闘委員会を組織して、3月8日、糾弾会を開きます。糾弾は正午から夜12時まで11時間にわたります。糾弾会場には赤旗が立ち並び、糾弾では西川氏を被告とみなし、「被告立て」「オイ立て」「オイ座れ」と座る立つを繰り返させたり、「自由党

たとえば吉田以下売国奴だ」などと罵声を浴びせるなど「激烈な吊し上げ」をしています。

共闘委員会は、社共両党、自治労、労組、青年団、PTA などにも共闘を広め、全県的に差別糾弾闘争を展開する方針を決めますが、当初は西川県議個人に対する糾弾としての闘いでした。しかし現地に入った解放委中央本部は、全国代表者会議の方針、つまり「行政闘争に展開」して闘うよう指導します。

中央本部が指導した戦術は、①各地区ごとに大会を開いて、(西川県議の県議追放などの)宣言決議文を議会に送る。②県会議員及び県知事宛に抗議と除名要求の電報・ハガキを殺到させる。③各地区で決起大会を開いて大衆動員をかけ、また署名運動を行う、などです。

この指導に基づいて3月11日から、各市町村ごとに部落決起大会を開き、①西川県議の県議追放、②部落解放予算の増額、③官憲の干渉絶対反対、などを要求する決議をし、実行します。

共闘委員会は4月19日から小・中・高校の同盟休校に入ること、要求が実現しない場合、要求貫徹まで納税・供米など、県民としての一切の義務を拒否することを全県的に広げていくことを決め、実行します。21日には約800人の代表が集まって決起集会を開いた後、県庁に押しかけて団交し、「西川県議を議会から除名せよ、部落解放行政を確立せよ、実現できなければ解散し、小野知事は辞職せよ」と要求します。

「部落解放行政の確立」とは、「悪い部落の生活や環境があるのは、県行政がそれを温存し、停滞させているからだ」とし、部落差別は、「行政の停滞によって部落にもたらされた悲惨な生活実態の反映である」という論理で、行政に責任を負わせて施策をさせるというものです。

全県的な要求闘争に押された県知事と議長は24日、臨時議会を開きますが、西川県議を除名する法的根拠がない、と除名しませんでした。しかし、これに対して共闘委員会は、「知事の裏切り」と抗議し、翌日から日高・有田などの市町を中心に34校が同盟休校の実力行使をします。同盟休校はその後更に広がり、27日には1万4千人を超えます。海草・西牟婁両郡の町村会は「両郡下のすべての学校が無期限休校に入ること、知事は県議会を解散せよ」と決議します。そのため4月27日、県議会は「西川県議を追放する決議、部落解放行政樹立」を要求する請願書を採択します。このような状況の中で西川県議は5月5日、県議会に辞表を提出し、辞職しました。

西川事件について、次のように評価しています。

「西川県議差別糾弾闘争は、観念的な糾弾でなく、差別事件をきっかけとして行政の停滞を糾弾し、解放行政を要求する闘争として大衆的行動で展開されたところに大きな成果があった」(部落の歴史と解放運動 部落問題研究所編)

大きな成果があったとされる西川県議差別糾弾闘争ですが、糾弾は許されるのでしょうか。西川県議の発言は問題ある発言でした。彼の言動を擁護したり正当化するものではありません。しかし、彼の責任を追及する方法は正しかったのでしょうか。

3月8日に行った糾弾会は、人権擁護委員会と部落解放委員会が西川県議と「確認懇談会」という名で行われたものでしたが、実態は、傍聴者からのヤジや「オイ立て」「オイ座れ」など立ち座りを繰り返して強要し、11時間もの長きにわたって行う「吊し上げ」でした。

糾弾の問題点について、ずっと後になりますが平成元年8月、法務省が、『「確認・糾弾」についての

法務省の見解」と題してとりまとめたものがあります。法務省が「基本的な問題点」として上げているものを紹介します。

「① 確認・糾弾会は、いわゆる被害者集団が多数の威力を背景に差別したとされる者に対して抗議等を行うものであるから、被糾弾者がこれに異議を述べ、事実の存否、内容を争うこともままならず、また、その性質上行き過ぎて被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。

② 確認・糾弾会においては、被糾弾者の人権擁護に対する手続的保障がない。すなわち、被糾弾者の弁護人的役割を果たす者がいない上、被害者集団が検察官と裁判官の両方の役割を果たしており、差別の判定機関としての公正・中立性が望めず、何が差別かということの判断を始め、主観的な立場から、恣意的な判断がなされる可能性が高い。

③ 被糾弾者には、確認・糾弾会の完結時についての目途が与えられない。反省文や決意表明書の提出、研修の実施、同和問題企業連絡会等への加入、賛助金等の支払い等々確認・糾弾行為を終結させるための謝罪行為が恣意的に求められ、これに応じることを余儀なくされる。

④ 何が差別かということの主観的な立場から、恣意的に判断されて、確認・糾弾会の開催が決定され、それへの出席が求められる。

⑤ 一般的に、部落差別事件は、同時に、同和関係者全体にも心の痛みを与えるとして、これらの人々も被害者であるといわれることがあるが、同和関係者全体に謝罪するということは事実上不可能なことである。運動団体の行う確認・糾弾会への出席が同和関係者全体への謝罪となるものではなく、また、特定運動団体が同和関係者全体を代表しているものとも考えられない。」

この法務省の「見解」は、「解同」(部落解放同盟)による確認会・糾弾会についての法務省の見解を、法務局人権擁護部長、地方法務局長あてに通知したものです。

糾弾が非常に多くの、しかも重大な問題を持っていることを表明しています。「解同による確認・糾弾会」と、解同の名前をはっきり出した名指しの見解です。極めて異例です。それは、問題が非常に深刻であることを示すものです。問題点を要約します。

そもそも何が差別かということが主観的に、恣意的に判断されること。多数の威力を背景に行うこと。行き過ぎた糾弾で被糾弾者の人権侵害の恐れがあること。糾弾者が検察官として追及し、裁判官として断じるなど、公正・中立な裁定が望めないこと。謝罪行為が恣意的に求められ、これに応じなければ完結の目途が与えられないこと。糾弾会への出席が同和関係者全体への謝罪とはならず、また糾弾する団体が同和関係者全体を代表するとは言いえないこと。

西川県議を差別者として解放委などが、警察となって取り調べ、検察となって追及し、裁判官となって判決を下す、これはまさに人民裁判です。また、解放委が中心となって糾弾していますが、なぜ、解放委が介入するのでしょうか。たとえ部落差別があったとしても、解放委が部落を代表するものではありません。糾弾の根拠となる法律はなく、判例においても糾弾権は認められていません。介入して糾弾する根拠・権限はそもそも何もないのです。

西川県議の県会追放や知事の辞職要求は、フランス革命の際、階級闘争によって権力者を処刑する人民裁判と同じだということが分かります。実際、西川県議や和歌山県行政を糾弾したことを「県政を人民裁判する」との大見出しを見開き 2 ページにわたって掲げ、「現地報告」の特集を書いています。

(部落 32 号 昭和 27 年 4 月 30 日)

特集には、「深夜 11 時間にわたる吊し上げ」との見出しもあります。糾弾闘争の本質は、人民裁判であることを彼ら自身が明らかにしているものです。

西川事件とは、西川県議の発言をテコに、全国代表者会議の方針に基づいて差別行政闘争に発展させた事件です。西川県議への糾弾は、最初から行政闘争へ展開する目的で行われたものであり、部落解放予算の増額等を狙ったものだったのです。

被糾弾者に非を認めさせるために強制、もしくは脅迫、あるいは長時間にわたる吊し上げによって「確認書」や「証言」を得ても、それを証拠とすることはできません。必要以上に精神的、肉体的な苦痛を与えて要求に従わせようとするれば、これは拷問になります。人権も含め、権利が侵された場合は、裁判所において裁判を受ける権利があり、法律の定める手続きによって解決を目指さなければなりません。法律に規定されている犯罪しか処罰できないという罪刑法定主義に反したり、あるいは法の手続きに拠らず、私的に制裁を加えれば、これはまさに人民裁判であり、リンチです。

「オイ立て」「オイ座れ」と立つ座るを繰り返し強要し、長時間にわたる吊し上げ、県議除名要求の電報・ハガキを殺到させる、行政が要求を受け入れるまで行う同盟休校や県民義務拒否運動、知事への辞職要求など、糾弾のやり方はそのときの状況に応じて違った形で行っていますが、直接・間接に強い圧力をかけて、結局、被糾弾者が解放委の要求を受け入れなければならない状況に追い込むというのは同じです。

さてもう一度、吉和事件に戻ります。

6 月 23 日に新任の M 助教諭が行った社会科の授業のことを聞いて憤慨した O さんの両親は、部落同志と相図って学校へ抗議します。

28 日夜、吉和村の部落では全員集会を開き、翌 29 日から 7 月 2 日までの 4 日間、同盟休校をすることを決め、小中学校の児童生徒の休校を実施します。

5 日、校長は県教育委員会佐伯出張所に対策を相談します。「地元解決が上策」との連絡を受けます。そこで 5 日夜、校長と M 教諭は村役場の助役と PTA 会長同伴で、戸別訪問して陳謝します。

7 月 15 日、吉和村 O 氏は県連(部落解放広島県連合会)に報告をします。報告を受けた県連は、緊急常任委員会を開催してこの問題について検討を始めます。

16 日、県連幹部が現地に入り、M 教諭をはじめ、村長、PTA 会長、村会議員等、関係者から様子を聞きます。

8 月 7 日、県教委へ吉和村同志・県連幹部 25 名が行き、「校長及び M 教諭の退職要求」の決議文を渡し、退職を要求します。

8 日、県連幹部 10 数名が現地に入り、O 氏宅に糾弾闘争本部を設置します。こうして「行政闘争」の態勢を固めていきます。

19 日、県教育委員会に、糾弾闘争本部ら約 40 名が詰めかけます。「福島県教育委員長、梶川県教育長の引責辞任」を求める、県下各支部からの決議文 6 通を提出。県教委は問題解決に向けて作成した「方策」(同和教育促進方策)と「対策」(同和教育促進対策 9 ヶ条)を示しますが、県連はこれを拒否します。

28 日、部落解放全国委員会の支援を得て県連は、県行政に闘争を行う旨の「声明」を、糾弾闘争本

部で発表します。

30日、糾弾闘争本部は、「真相はこうである」と題した声明書と、県教委に対して19ヶ条からなる「要求書」を出します。19の要求は次の通りです。

「①校長、M教諭の罷免 ②不就学児童生徒撲滅の確立 ③夜間学校の設置 ④不得手科目の特別指導 ⑤学童トラホームの撲滅促進 ⑥同和教育に対する教員の再教育 ⑦教委事務局並びに各出張所に同和教育指導主事の配置 ⑧同和教育研修教員の育成 ⑨公民館の設置と運営費の補助 ⑩特別進学資金制度の確立 ⑪部落問題関係図書を全学校公民館等に備付け ⑫同和教育研究の確立 ⑬同和教育テキスト並にカリキュラム委員会の設置 ⑭福島県教育委員長、梶川県教育長の引責辞任 ⑮社会教育委員会の改組 ⑯部落生徒卒業者に優先的就職斡旋 ⑰貧困家庭学童に学用品無料支給 ⑱文部省検定書に同和教育事項取入れ促進 ⑲検定試験における社会科(教課)に同和教育項目採用」

9月1日、「闘争本部は、実力行使の闘争を決定、吉和村小中学校、同盟休校」。校長とM教諭は、休職処分となりました。

3日、実力行使の同盟休校は、吉和村小中学校の他、さらに県下6小中学校へと拡大します。そのため広島市教委は、市内全校を臨時休校にし、教員を6カ所に集めて同和対策協議会を開催して研修を実施します。

4日、糾弾闘争本部は、広島市会議事堂に約1000名を結集して糾弾大会を実施します。同盟休校の実施と、税金は納めないという県民義務拒否運動を打ち出し、県教委と団交します。県教委は、「要求書」の第⑭項の「教育委員長及び教育長の引責辞任」を除いた全項目を了承し、解放行政と同和教育の推進をすることを約束します。これにより、県連は糾弾闘争態勢を解き、吉和事件は一応終わります。

(広島県被差別部落の歴史 広島部落解放研究所編、部落37号 部落問題研究所刊 をもとに記述)

「行政闘争」を始めるのは、7月15日、県連が吉和村のO氏から報告を受け、常任委員会で検討を始めた頃からでしょう。それまで吉和村の部落民達は、「寝ている子を起こすな」という考えでした。部落39号には吉和村の部落の人達の考えを次のように書いています。

《部落民の間においても「寝ている子を起こすな」とか「ことなかれ主義」から社会科などの時間でそれにふれてもらいたくない気持ちが動いていた。～(略)～これは部落問題に対してほとんど知識を持っていなかった一人の教師が、その授業で不十分な知識のままに生徒に教え、しかも「寝ている子を起こすな」という考えの部落の人達との間に大きな事件を巻き起こしたのである。この事件は、最初そのような教育は止めて呉れという形で展開したのであった・・・》

県連が現地入りして闘争本部を設置してからは、第7回大会の運動方針、全国代表者会議の基本方針による闘争が推し進められたのです。

差別事件をテコにして、差別があるのは行政が取り組んでいないからだ、行政の責任にして糾弾する「行政闘争」に展開し、行政に金を出させ施策を実行させる「解放行政」を樹立させた事件です。

公職の地位にある教員が、学校という公の場で、公の授業で行った授業。教師本人には差別する意図は全くなく、差別はなくさなければならぬとの信念で行ったものでした。

しかし、本人の主観的意図の如何に関わらず、吉和中での出来事は、県連、中央へ報告され、それを

受けて県連が闘争本部を設置。階級闘争する労組、団体と共闘し、「行政闘争」として展開を開始します。

「寝た子を起こすな」という考えの部落の人々を、感情を揺り動かして奮い立たせて組織し、部落民の欲するあらゆる要求(19ヶ条)を求める闘争を起こし、同盟休校、県民義務拒否運動などの政治闘争として盛り上げて、これと結合させる。「校長・M教諭の辞職要求」、「教育長・教育委員長の辞任要求」、「同盟休校」「県民義務拒否運動」「糾弾大会」「県教委への団交」など、糾弾のやり方はそれぞれ違った形で闘争が行われますが、直接・間接に強い圧力をかけて、結局、県教委が解放委の要求を受け入れなければならない状況に追い込んでいます。西川事件と同じです。

このように吉和中事件は、解放委の「行政闘争」の運動方針に基づいて行われたものでしたが、この後、県教委は差別の実態をなくしていくために、「行政の責務」としてこの問題に取り組むことを明らかにします。

県教委は、広島県部落解放委員会に同和教育の推進を約束、昭和29年4月、「同和教育の手引き」を編集発行し、「連携」することを約束します。

「同和教育を部落解放委員会その他の民主団体との連携によって、学校教育、社会教育の分野で積極的に進めていくことを明らかにした。」(同和教育の実践のために 広島県教育委員会 1993年)

行政を敵として「差別行政糾弾闘争」をイデオロギー闘争と位置づけている解放委、革命を目指して階級闘争する解放委や諸団体と連携して、学校教育、社会教育を積極的にすすめていくこととなったのです。中立が求められる行政が、イデオロギー団体、階級闘争する団体と「連携」をして良いわけがありません。

県教委は、昭和28年から29年にかけて県内各地で同和教育研究集会を開催し、同和教育の浸透に努めます。同29年に広同教(広島県同和教育協議会)を組織、31年5月には広高同教(広島県高等学校同和教育研究協議会)を県教委の支援のもと、組織します。28年5月、全同教(全国同和教育研究協議会)の発足にもこの吉和事件は影響を与えています。

なぜ、広島の教育は狂ったのか？ 県教委はこの吉和事件を、「差別の実態にもとづいて取り組みをすすめる同和教育のあり方が模索され始めたという大きな意義をもつと同時に、同和教育の全県化、全国化の契機となったという点でも、戦後の同和教育の原点と呼ぶにふさわしいできごとであった。」(同和教育の実践のために)と、賞賛しています。

しかし、行政が主体性を失い、解同や教組、研究団体のイデオロギーが公教育に持ち込まれる、その端緒となった事件、それがこの吉和中事件です。この吉和中事件以降、広島県の教育や行政は、差別事件を口実に「行政闘争」を展開され、教育や行政の中立性は侵され、階級闘争に都合の良い歴史や人権教育、平和教育など偏向教育が横行して狂っていきます。広同教、広高同教は、府中事件、尾道アンケート事件などを通して階級闘争する団体に変質します。広高同教は、名前まで「推進協議会」と変えて、研究団体から運動団体となります。

吉和村のその後はどうなったのでしょうか。全国委員会まで入って行われた闘争です。さぞ解放運動が盛んになったと思うところですが、実際は全く反対になります。同村では多くの村民が離散し、解放運動

も途絶えてしまうのです。解放新聞県版に、次のように記しています。

《1952年、広島県、また全国的にも同和教育の理念がはっきりと打ち出される契機となった吉和事件が起こった。しかしこの事件の波紋の偉大さとは裏腹に地元では実際に差別を受けた多くの部落民は離散し、村民は触れてはいけない、言うてはいけない、怖いことだといった差別意識を根強く残す結果となった。その後部落民自身の運動も途絶え、それに村行政も自主的な取り組みもなく、特措法も何もなされていなかった。》(昭和57年8月25日号)

吉和中事件は、同和問題は「触れてはいけない、言うてはいけない、怖いことだ」という意識を強く残してしまった事件だと解同自身が認めています。事件をきっかけに解放運動が盛り上がるどころか、途絶えてしまったのです。吉和村に解同の支部ができたのは、ずっと後、30年後の昭和57年7月です。差別を口実に行政や人々を糾弾することがいかに間違っているかということを証明する出来事です。同和問題を解決するには、県民・市民の理解と協力がなければできません。多数の威力を背景に行う糾弾は、人々に恐怖心を植えつけるだけです。要求が通るまでさまざま、直接、間接に強い圧力をかける「行政闘争」は、被糾弾者の人権は配慮されない人民裁判でしかないのです。

広島県では、この差別を口実に介入する「行政闘争」「糾弾闘争」が、県立世羅高校の校長が自殺する平成11年2月までの間、約50年間行われ続けます。正確に言えば、本当は70年です。解同は「行政闘争」の方針を降ろしていませんから、約70年後の現在も続けているのです。彼我の力関係によるとして、行っていないだけです。

児童や生徒などの差別発言を口実に、部落に不利益な問題は一切が差別だと介入して糾弾し、差別事件を行政の怠慢と結びつけるよう、緻密に、具体的に、反論の余地もないまでに説得的に迫及して、責任を行政に求める「行政闘争」を続けたのです。

昭和60年には既に、「同和地区の実態については、大幅に改善をみてきているところであり、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況は、現在ではなくなりつつある。」と、生活実態は大幅に改善され、差別や偏見を生む状況はなくなりつつあると、同和問題検討部会報告書が述べています。しかし学校や行政は、「差別の現実に学ぶ」と言って、部落に不利益な問題は、一切が差別と、部落差別と結びつけ、行政の怠慢によって差別が起きていると、原因を行政の責任にする「行政闘争」を支持し続けます。

「差別の現実に学ぶ」というのは、「行政闘争」を正当化する考えなのです。

「差別の現実に学ぶ」というのは、一切の不利益な問題は行政の怠慢によって差別が起きていると、一切の問題を部落差別と結びつける考えです。

同報告書は、同時に、注目すべき重大な問題を指摘しています。同和問題の解決を疎外する問題があるとしてつぎのことを上げています。

民間運動団体の確認・糾弾という激しい行動形態が、①自由な意見交換を疎外していること。行政職員が民間運動団体の威圧的な態度を恐れ、激しい確認・糾弾や暴力行為、脅迫を受けるのではないかという不安から、②行政の主体性が確立されず、不適正な行政運営を行っている、ことです。報告書は「民間運動団体」と実名を挙げていませんが、解同に間違いありません。

解同の激しい糾弾に、行政が主体性を失い、自由な意見もできず、解同の意に沿う不適正な運営を行っている、ということを指摘しているのです。広島県の行政にそのまま当てはまるものです。

しかし、広島県行政は、主体性の確立を自らの力で成し遂げることはできませんでした。

「差別事件の実態がある限り行政施策を行う」というのも、主体性を失った行政の姿勢です。

実は、本稿で資料として取り上げた同和教育研修資料「同和教育の実践のために」(1993)も、主体性を失った県教委が作成したものです。吉和中学校事件などを始め、部落差別の起源を政治起源説、目的を分裂支配などと、解同のイデオロギーに合わせて書いています。

吉和事件は、「同和教育の理念がはっきりと打ち出される契機となった」、「戦後の同和教育の原点と呼ぶにふさわしいできごとであった」と、賞賛するようなものでは決してないのです。「差別をなくす」という、誰もが支持せざるを得ない課題を持ち出しながら、実は別の目的、民主主義革命の遂行、皇室廃止など政治運動、イデオロギー目的を達するために、差別事件を口実に行政の主体性を奪い、解同のイデオロギーによる行政・住民支配を行って行くのです。

平成 10 年 5 月に文部省から是正指導を受けた際、「教育委員会が現場の実態を把握していない」という指摘を受けます。公教育に最終的に責任を負う立場にある教育委員会が「現場の実態を把握していない」で責任ある教育行政ができるわけがありません。この指摘は、教育委員会が「主体性を欠如」していたことを非常に良く表した指摘です。「主体性を欠如」した教育委員会・行政は、解同に代わって教育委員会・行政が、解同のイデオロギーによる学校教育・住民支配の一端を担っていたのです。